

業 務 仕 様 書

1 業 務 名

京都府立医科大学植木手入れ業務

2 業務場所

京都市上京区河原町通広小路上る梶井町465番地他

- 1) 河原町キャンパス 京都市上京区河原町通広小路上る梶井町465番地
- 2) 広小路キャンパス 京都市上京区清和院口寺町東入中御霊町410番地
- 3) 本学体育館 京都市上京区御車道通清和院口上る東側梶井町448番地の1
- 4) 花園学舎 京都市北区大將軍西鷹司町13番地の2
- 5) 大日山墓地 京都市左京区栗田口大日山町

3 業務範囲及び植栽一覧

植栽図に示すとおり。

4 委託期間

令和8年 月 日から令和11年3月31日

5 業務内容

5-1 剪 定

[1] 高木剪定（常緑樹・落葉樹）・・・各年度の期間中に1回

枝葉が繁茂している樹木を対象にするものとし、樹木の自然に備わった樹形を基本的に残しながら樹枝の骨格をつくるために行う。

樹種の如何を問わず、枯枝、折損によって危険をきたす恐れのある枝、病気の枝、通風、採光などの障害となる枝、生長のとまった弱小の枝、樹形を乱す枝、生育上不要な枝などを除去し、それぞれの樹種、植栽場所に相応しい形に整えるものとする。係員の指示があるものは、切りもどしにより適切な大きさを維持すること。

河原町駐車場については、駐車マスに枝がかからないように剪定を行うこと。

上記の高木剪定を行うことが困難な巨木（樹高が概ね10mを超えるもの）については、枯枝等の風雨などで落下の危険性のある枝の除去を行うものとする。

[2] 中木剪定・・・各年度の期間内に1回（大日山墓地は2回）

枯枝の除去、密生枝の透かし、樹勢を見極めた上で切りもどしを行う。

[3] 生垣刈込・・・各年度の期間内に1回（大日山墓地は2回）

一列に並んだ複数の樹木を一定の幅と高さに合わせて両面を刈込み先端をそろえるものとする。

[4] 低木刈込（寄植）・・・各年度の期間内に1回

複数の樹木を一群の単一体として樹高と刈込み形に合わせて刈込むものとする。

[5] 越境枝剪定・・・各年度の期間内に1回

5-2 芝刈・・・各年度の期間内に3回

芝生を対象とし、芝の成長状態等を考慮した時期に入念に刈り取ること。

5-3 除草・・・植栽を植えるための場所(植栽帯)：各年度の期間内に3回
植栽帯以外の場所：各年度の期間内に2回

業務場所全域で雑草が生えている範囲を対象とし、雑草の成長状態等を考慮した時期に入念に行うこと。なお、植栽帯のうち地被類の植えられている範囲においては、除草に併せて地被類の伸びすぎている箇所や枯死した箇所等を適宜切除すること。

河原町駐車場については、除草剤散布を各年度の期間内に2回実施すること。

5-4 薬剤散布・・・各年度の期間内に2回

高木・中木・生垣・低木を対象とし、病虫害の防除のため行うものとする。薬剤の効果をもっとも発揮できる時期に行うこと。作業実施日は人通りの少ない休日に行うものとし、係員の了解を得た上で行うこと。なお、薬剤散布時期に関わらず病虫害が発生した場合は、係員の指示により適切な処置を施すこと。

5-5 施肥・・・各年度の期間内に1回(冬期・夏期の1周期で1回とする)

施肥の方法等については、下記のとおりとする。

施肥(冬期)

高木・中木・生垣・低木・地被類について、樹木の生長に必要とされる年間栄養分を樹木の休眠期に、樹木の生長期に効果の表れる寒肥として施すものとする。施肥量は、必要以上の肥料を施すと葉焼けを起し枝が枯れることがあるので、樹木の生育時期に応じて、適量を施すものとする。

施肥方法は、可能範囲は根元周りを壺掘りし、壺掘りが難しい範囲は植込み内に均一に散布する。

施肥(夏期)

低木・地被類について、開花後の樹勢回復のために御礼肥として施すものとする。開花後の根の活動の旺盛な時期に行い、所定の施肥量を植込み内に均一に散布するものとする。

芝生について、芝生の生育促進と病虫害に対する抵抗力を高めるために施すものとする。根の活動の旺盛な時期に行い、肥料やけを防ぎ生育期間中効果を持続させるために緩効性の肥料を施し、所定の施肥量を芝生面に均一に散布するものとする。

6 樹木点検

受託者は毎月1回以上、樹木の生長状態及び病虫害の被害状況、その他異常がないかを点検し、係員に報告すること。異常がある場合は係員の指示により適切な処置を施すこと。ただし、花園学舎および大日山墓地の樹木点検については上記によらず、作業時に併せて行うものとする。

7 甲の負担

甲は乙が受託業務を遂行するにあたり必要な電気・水道を無償で乙に供与するもの

とする。

8 乙の責任

乙は受託業務を誠意をもって遂行し、故意又は過失により甲に損害を与えた場合はその損害を賠償しなければならない。

9 その他

- [1] 業務の実施にあたっては、着手届、業務工程表、課税事業者届出書、配置職員通知書、経歴書、資格証の写し、その他係員の指示する書類を提出すること。年度はじめに当該年度の年間工程表、月末に翌月の月間工程表を提出して、係員の承諾を受けるものとする。
- [2] 作業にあたっては、安全確保に十分注意を払うものとする。
- [3] 剪定した枝葉等については、当日のうちに一定の場所に集積し、できるだけ早期に搬出するものとする。また、搬出した枝葉等については関係法令に基づき適正に処分すること。ただし、大日山墓地については墓地の管理者と協議の上、指定の場所へ集積すること。
- [4] 枯死した樹木については、係員の承諾を得た後に伐採するものとする。
- [5] 剪定時期に関わらず、建物や通行などに支障をきたしている樹木については、適宜支障枝の剪定を行うこととする。
- [6] 樹木の一部には自動灌水設備が設置されているため、適宜動作確認を行うほか、樹木の生長状態や季節に応じ、灌水の時間帯や水量を調整する必要がある場合は係員に報告すること。
- [7] 大日山墓地については、各作業（中木剪定、生垣刈込、除草）を併せて各年度の5月、8月に行うものとし、作業実施日は係員の指示によること。
※令和8年度においては、5月15日頃を予定。
- [8] 植栽図について、現状と相違する点が発見された場合は係員に報告すること。
- [9] 業務の進捗状況について、業務完了報告書を半期ごとに提出するものとする。上半期は9月末締め、下半期は3月末締めとし、作業日報、記録写真、廃棄物処理報告書等を提出すること。